

都内市区町村における指定管理者制度の導入状況と今後の課題

公益社団法人東京自治研究センター理事／特定非営利活動法人まちぽっと理事 伊藤 久雄

総務省が公表した2018年4月1日現在における導入状況等に関する調査結果では、導入施設は76,268施設と2015年4月1日現在と比較すると520施設の減少となった。総務省調査では初めての減少であった。東京都では、東京都1,759施設、市区町村4,158施設、合わせて5,917施設の導入状況であった。

本稿では、市区町村の状況を総務省公表の個票（市区町村）によって精査し、その特徴を報告するとともに、総務省調査の問題点にも言及しながら、今後の課題を提起したいと思う。

1. 都内市区町村における指定管理者制度の導入状況

(1) 指定管理者制度の導入施設数

導入施設数は表1のとおりである。これを分野別にその特徴をみると以下のように指摘することができる。

表1 都内市区町村 指定管理制度導入施設数

2018年4月1日現在

レクリエーション・スポーツ施設	体育館	武道場等	競技場(野球・テニス等)	プール	海水浴場	宿泊休養施設(ホテル、国民宿舎等)	休養施設(公衆浴場、海・山の家等)	キャンプ場等	学校施設(照明管理、一部開放等)	その他
573	99	28	239	51	0	20	9	18	1	108
産業振興施設	産業情報提供施設	展示場施設、見本市施設	開放型研究施設等	その他						
53	15	5	2	31						
基盤施設	公園(規模に関わらず公園全て)	公営住宅	駐車場・駐輪場	水道施設	下水道終末処理場	港湾施設(漁港、コンテナ、旅客船ターミナル等)	霊園、斎場等	その他		
1925	1042	263	549	0	0	0	7	64		
文教施設	26	27	28	29	30	31				
	図書館	博物館(美術館、科学館、歴史館、動物園等)	公民館・市民会館等	文化会館等	合宿所、研修所等(青少年の家を含む)	その他				
642	146	39	186	95	24	152				
社会福祉施設	病院	診療所	特別養護老人ホーム	介護支援センター	福祉・保健センター	児童クラブ、学童館等	保育所	その他		
965	2	2	44	56	329	296	99	137		
施設総数	4158									

① レクリエーション・スポーツ施設

競技場（野球場、テニスコート等）が 239 施設とこの分野の約 42%を占める。この競技場に体育館、武道場等、プールを加えると、約 73%に及ぶ。宿泊休養施設（ホテル、国民宿舎等）、休養施設（公衆浴場、海・山の家等）、キャンプ場等も指定管理施設はあるが、施設数は少ない。これら施設は都内には少なく、都外に多いためだと考えられる。

② 産業振興施設

全体でも 53 施設と少ない。これは、そもそも市区町村が設置する産業振興施設が少ないことが理由であり、導入割合は高くなると思われる。

③ 基盤施設

導入は 1,925 施設と、分野別では最も多い。そのうち公園（規模に関わらず公園全て）が 1,000 施設を超えて最も多い。都市公園等に指定管理者制度を導入する是非については「今後の課題」で取り上げたいと思う。次いで駐車場・駐輪場が 549 施設あるが、駐車場・駐輪場はもともと業務委託されていた施設であり、指定管理施設に移行（新規施設もあるが）するメリットはなんだろうか。

公営住宅も 263 施設あるが、公営住宅の管理は指定管理による管理と公営住宅法による管理代行制度によって東京都住宅供給公社が管理しているところもある。また公営住宅の施設数は、戸数ではなく、1 団地を 1 施設とカウントすることもある。指定管理施設数では実態の把握は難しい。

④ 文教施設

図書館（導入施設 146）や博物館施設（美術館、科学館、歴史館、動物園等、39 施設）は、指定管理制度導入の当初から導入の是非について議論のあった施設である。特に図書館は現在でも導入反対の活動が活発である。

公民館・市民会館等は、館内に出張所等の行政施設を設置することが多く、そのような施設は本来指定管理にはなじまない。本調査では 186 施設が導入しているが、公民館・市民会館等全体からみると多くはないと推定される。なお、複合施設の課題は別項で考えたいと思う。

⑤ 社会福祉施設

導入数は基盤施設に次いで多く、965 施設を数える。最も多いのは福祉・保健センターである。このうち保健センターで指定管理者導入施設のあるのは、港区（16 施設）、文京区（2 施設）、墨田区（1 施設）、世田谷区（2 施設）などである。また福祉に分類されているのは、表 1 にある病院、診療所、特養、介護支援センター、児童館・学童クラブ、保育所以外のさまざまな福祉施設である。

新宿区を例にとると、高齢者在宅サービスセンター、福祉作業所、障害者福祉センター、障害者生活支援センター、生活実習所、シニア活動館、地域交流館（主に高齢者の活動・交流施設）などがある。また子ども家庭支援センターの指定管理者の事例もある。特養、介護支援センター以外の施設分類があってもいいのではないか。

次いで多いのは児童クラブ・学童館等（296 施設）であり、保育所も 99 施設に導入されている。これら施設に指定管理者制度を導入するメリットは、施設管理と学童保育・幼児保育等を一体的におこなうところにあると思われるが、本調査だけでは実態は分からない。

⑦ 「その他」の分類について

本調査においては「その他」に分類する施設が多いことが特徴である。都内市町村でみると、次のとおり。

- ・ クリエーション・スポーツ施設 108／573
- ・ 産業振興施設 31／53
- ・ 基盤施設 64／1925 （公営住宅を除けば、64／883）
- ・ 文教施設 152／642
- ・ 社会福祉施設 137／965

リクリエーション・スポーツ施設は 18.8%、文教施設は 23.7%、産業振興施設にいたっては 58.5%が「その他」に入っている。この問題点は別項で考えたいと思う。

(2) 選定手続き、指定期間等について

① 指定管理団体

指定管理者として運営を行っている団体の分類は表 2 のとおりである。

表2 指定管理団体名						
株式会社	公益社 団・財団 法人等	地方公共 団体	公共的団 体	地縁によ る団体	特定非営 利活動法 人	その他の 団体
1175	807	0	659	93	165	1279

表 2 のように、「その他の団体」が最も多く、次いで株式会社となっている。「その他の団体」について個票をみると、グループ（共同企業や任意のグループ、運営委員会など）としての運営が圧倒的に多い、そのほかには医療法人、練馬建物総合管理協同組合、J A などがある。誤って社会福祉法人や一般社団（公共的団体に分類すべきだが）を入れているところもある。

少なくとも共同企業体のようなグループとしての運営団体は、別の分類（団体名）にすべきだと考える。

② 選定手続き

選定手続きは、表 3 の 1, 2, 3 の公募による候補者の募集が合わせて 2,961 と 3,000 施設に近く、従前管理者の非公募の 3 倍近くになっている。公募、従前管理者以外の選定（42 施設）は、内容の説明がなく不明である。

表3 選定手続き						
1	2	3	4	5		
1122	831	1008	1155	42		
1	公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定					
2	公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定					
3	公募により候補者を募集（１・２以外）					
4	従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定					
5	１～４以外の方法により選定					

③ 指定期間

指定期間は、５年が最も多く、3,331施設と、回答のあった施設の約83%で圧倒的多数を占める。前回の指定期間と比較すると、「長い」が492施設あり、約12%になる。これは全国的な傾向とも一致しており、都内市区町村の指定期間も、５年が主流になるとともに、少しずつ長くなるものと思われる。

表4 指定期間						
1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
11	55	397	211	3,331	5	1
8年	9年	10年以上				
3	0	144				
前回の指定期間との比較						
短い	同じ	長い	1回目			
94	2,438	492	1,134			

なお、10年以上の144施設市区町村別にみると以下のとおり（施設名は主なものをあげた）。

- ・千代田区（7施設）－高齢者総合サポートセンター、障害者福祉センターなど
- ・中央区（19施設）－児童館、保育園・子ども園、特養、高齢者在宅サービスセンターなど
- ・港区（7施設）－保育園・子ども園、障害保健福祉センターなど
- ・台東区（2施設）－老人保健施設、台東病院
- ・墨田区（1施設）－総合体育館
- ・江東区（14施設）－自転車駐輪場
- ・目黒区（12施設）－保育園、特養、心身障害者センター、福祉工房、母子生活支援施設など

- ・大田区 (1施設)－平和の森会館
- ・中野区 (3施設)－療育センター、子ども発達センターなど
- ・豊島区 (1施設)－舞台芸術交流センター
- ・板橋区 (1施設)－保育園
- ・足立区 (17施設)－保育園
- ・江戸川区 (1施設)－ホテルシーサイド江戸川
- ・八王子市 (43施設)－総合体育館、市民センター、会館、市民活動支援センターなど
- ・立川市 (2施設)－市民会館、子ども未来センター
- ・三鷹市 (10施設)－農業公園、ネットワーク大学、コミュニティ・センター、アニメーション美術館
- ・府中市 (1施設)－郷土の森博物館
- ・稲城市 (2施設)－i (あい) プラザ、i (あい) プラザ図書館
- ・瑞穂町 (9施設)－自転車駐輪場、高齢者福祉センター、精神障害者共同作業所、精神障害者地域活動支援センター、保育園など

以上のように 11 区 5 市 1 町に 10 年以上の施設がある。それぞれの市区町に特徴があるが、特に保育園・子ども園、高齢者施設、障害者施設、病院など、子ども、高齢者、障害者などの人に関わる施設に 10 年以上が増えているのは 1 つの見識として評価したい。なお自転車駐輪場などもあるが、そもそもあえて指定管理者制度を導入するまでもない施設であって、長期委託契約制度を使えば十分だと考える。

④ 利用料金制

利用料金制の採用は 1,690 施設、全体の約 41% で、4 : 6 の割合になる。

しかし、都内市区町村の施設で利用料金だけで運営できる施設、言い換えれば独立採算が成立する施設はほとんどないと考えられ、利用料金制のメリットが生かされているとは思われない。

したがって、ほとんどの施設が利用料金と指定管理料の併用になってることになり、毎年度、その割合をどうするか協議が行われることになる。指定管理料を下げようとすれば、指定管理者のモチベーションに影響することになる。規模の小さい施設ほど、利用料金制は止めた方がいいと考える。

表5 利用料金制			
採用	不採用		
1690	2468		

2. 指定取消し等の事例から

都内市区町村の指定取消しは 80 件あるが、その内訳は下記のとおり。

都内市区町村の指定取消し等の事例

港区	いきいきプラザ	3	北区	特別養護老人ホーム	1
港区	高齢者在宅サービスセンター	3	北区	高齢者在宅サービスセンター	1
港区	高齢者相談センター（地域包括）	1	北区	児童館	1
港区	生活寮	1	北区	体育館	1
台東区	デイホーム	1	練馬区	高野台運動場	1
江東区	在宅介護支援センター	1	練馬区	自転車駐車場	1
目黒区	目黒区立東山高齢者在宅サービスセンター	2	三鷹市	公会堂	32
目黒区	目黒区立東山在宅介護支援センター	2	三鷹市	福祉会館	1
目黒区	三田地区店舗施設	1	三鷹市	駐輪場	1
目黒区	駐輪場	1	三鷹市	集会所	1
目黒区	区民住宅	8	府中市	保育所	1
目黒区	従前居住者用住宅	1	府中市	グリーンプラザ（会館）	1
大田区	賃貸住宅	4	町田市	鶴間公園	1
大田区	大田スタジアム	1	小金井市	武蔵小金井南第2自転車駐車場	5
北区	堀船ふれあい館（会館）	1			
計		80施設			

これを施設の種類別にみると以下ようになる。

・駐車場・駐輪場等（8 施設）・住宅関係（13 施設）・博物館（1 施設で府中市のグリーンプラザはここに分類されている）・公民館・市民会館等（33 施設）・特養（1 施設）・介護支援センター（9 施設）・福祉・保健センター（7 施設）・児童クラブ、学童館等（1 施設）・保育所（1 施設）・通所介護施設（1 施設）・地域包括（1 施設）・競技施設（3 施設）・公園（1 施設）・その他（1 施設）

以下、順次その内容をみていきたい。

① 指定の取り消し等の区分別施設数と割合

指定の取消し等				
区分	都内市区町村		全国	
	施設数	割合	施設数	割合
指定の取消し	36	45.0%	593	23.9%
業務の停止	2	2.5%	43	1.7%
指定期間満了をもって取止め	42	52.5%	1846	74.4%
計	80	100.0%	2482	100.0%

指定の取り消し等の区分別施設数と割合は上表のようであり、全国状況と大きく異なっている。指定の取り消しが全国の 2 倍近くになり、逆に指定期間満了をもって取り止めが 20%弱少ないのである。なぜ指定の取り消しが多いかは次項で検討する。

② 指定取消し理由と取消し後の管理

取消しの内容	
区分	施設数
撤退（指定返上）	1
合併・解散	7
施設の休止・廃止	28
計	36

取消し後の管理	
区分	施設数
直営（業務委託を含む）	1
休止	2
統合・廃止（民間等への譲渡・貸与を含む）	26
再指定（直営ののち再指定を含む）	7
計	36

指定取消し理由（内容）は、ほとんどが施設の休止・廃止によるものであり、合併・解散を含めると 36 施設のうち 35 施設に上る。そして取消し後の管理をみると、統合・廃止が 26 施設あることから、合併・解散と休止・廃止を合わせた 35 施設のうち、統合・廃止となった施設が 25 施設だったことになる。この統合・廃止が多いことに注目する必要がある。なお、取消し後の管理が直営だったのは北区の堀船ふれあい館（会館）である（直営に戻した理由は未調査、北区の他のふれあい館は指定管理継続）。また再指定（統合後に再指定）したのは港区の 3 施設である。

③ 業務停止の理由と停止後の管理

業務停止の理由	
区分	施設数
施設の休止	1
その他	1
計	2

業務停止後の管理	
区分	施設数
直営（業務委託を含む）	1
休止	1
計	2

業務停止の理由と停止後の管理は、2 施設のみである。1 つは台東区のデイホームであって休止、他の 1 つは江東区の在宅介護支援センターで業務停止の理由は不明だが、停止後の管理は直営（業務委託か）となっている。

④ 指定期間満了をもって取りやめた理由と取りやめ後の管理

指定期間満了をもって取止めた理由	
区分	施設数
施設の休止・廃止	6
その他	36
計	42
※その他の内訳	
施設の廃止を検討するため	1
指定管理者制度のメリットが生かし難い施設のため（三鷹市）	32
複合施設への移転したため。	1
定型的な業務が中心で指定管理者のメリットを活かし難い。	1
公立保育所から民設民営方式の民間保育所へ移行したため	1

この指定管理満了取り止めのうち、施設の休止・廃止が6施設ある以外は、三鷹市の地区公会堂が32施設ある。三鷹市の指定管理取り止めの理由が「指定管理者制度のメリットを生かし難い施設」としているのは注目に値する。もう1施設「定型的な業務が中心で指定管理者制度のメリットを生かし難い」としているのは、同じく三鷹市の集会所である。

取止め後の管理	
区分	施設数
直営（業務委託を含む）	34
統合・廃止（民間等への譲渡・貸与を含む）	7
その他	1
計	42

三鷹市の計33施設を含む34施設が取り止め後の管理が直営（業務委託）となっている。三鷹市地区公会堂は集会室、ホール、和室などの機能がある施設で、このような地区（地域）コミュニティ施設、集会所施設は、全国的には地元管理（自治会などに委託）に移行する傾向が増えてきている。三鷹市の地区公会堂も当該公会堂のある地域の自治会等が受託団体となっており、地元管理の1つの形態として注目される。なお全国的に著名なコミュニティセンター（市内に7か所ある）は従来通り、住区内の団体や個人から選出された委員により構成されている住民協議会が、指定管理者として施設の管理・運営を行っている。

3. 今後の課題

(1) 都市公園等インフラ管理のあり方について

ここでインフラ管理という用語を使うのは現在、国土交通省が「自治体におけるインフラ

維持管理を効率化するため」として、包括的民間委託に着目し、外部有識者からなる「社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 社会資本メンテナンス戦略小委員会 民間活力活用促進ワーキンググループ」（以下、「民間活力活用促進 WG」）を設置し、モデル自治体への導入支援等を通じて導入を促進する方策の検討を行っているからである。今年度は3回にわたって、包括的民間委託検討のための支援を行う新たなモデル自治体を選定している。

国土交通省が対象とするインフラは、道路、河川、公園、下水道、港湾、空港であるが、指定管理者制度の対象である「公の施設」は道路、河川、公園であり、このうち道路、河川については国土交通省通知によって、指定管理者制度の導入は行われていない。そこでここでは、指定管理者制度の導入事例も多い公園管理について考える。なおインフラ管理のあり方については、伊藤の拙論（「自治体におけるインフラ維持管理はどうあるべきか～国土交通省の包括的民間委託導入の検討から考える」まちぽっとリサーチ、参考資料参照）をみて頂きたい。

さて、国土交通省は公園管理のあり方について、現在はまだモデル事業の実施中であり、包括管理委託か、指定管理者制度かの選択肢を示しているわけではない。都内市区町村における指定管理の導入数は多いが、ただし導入市区町村は港区や八王子市など限定的である（後述）。

現在、公園管理に指定管理者制度の導入を目指しているのは府中市である（参考資料参照）。府中市が事業手法の検討の中で示している包括管理手法の比較（太字は方針で強調しているところ）は以下のとおりである。

区分	指定管理者制度	包括的民間委託
法的位置付け	地方自治法／議決に基づく行政処分	民法に基づく民間委託契約
特徴	民間委託では民間に委ねることができなかった公権力行使のうち、 公の施設の料金の設定及び直接収受、使用許可等を指定管理者に委ねることが可能	複数業務化（複数の施設、同一施設の複数業務）、複数年度化、性能規定化の要素を持つような公共施設等の管理に係る業務委託
導入状況	多くの地方公共団体が導入	地方自治法適用外の国営公園が導入
評価	○	△

（注）評価の欄は府中市の記載のままであるが、○はベスト、△はベターを意味すると考えられる（筆者）

私自身は、そもそも公園の指定管理者制度については批判的であるが、府中市の方針についても以下のように考えている。

○ 府中市内には市立公園等約 400 の公園がある（方針より、うち都市公園と都市公園以外の公園・緑地は 355 箇所）。しかし公園管理所が置かれている市立公園は郷土の森公園 1

箇所だと思われる。その郷土の森公園も無料施設である。すなわち、「料金の設定および直接収受」を行う公園はないのである。指定管理制度を導入する根拠の1つはないことになる。

○ 公園管理への指定管理制度の導入は、公園というインフラの管理と、当該公園内で行う様々なイベント、環境学習など（企画能力も求められる）とを一体的に行うことにより効果を上げることが期待されている。府中市内の公園は小規模公園がほとんどであるから、現在も行っている「府中まちなかきらら」（インフラ管理ボランティア制度）を一層拡大することの方が効果が高いと考える。

○ 指定管理者制度を導入するとしたら、郷土の森公園と郷土の森博物館（すでに指定管理が行われ、利用料金制がとられている）とを一体的に管理することにより、相乗効果を上げることが考えられる。

▽ ▽ ▴

基盤施設の中で公園管理の指定管理は 1,000 施設を超えているが、実は公園のすべてを包括的に指定管理にしているのは港区と八王子市、稲城市の 3 市区のみである。そのほか町田市（9 公園）、日野市（13 公園）も指定管理公園数は多いが、この 5 市区を除くと他は比較的大規模な公園や歴史的に由緒ある公園などに限定されている。つまり現在のところ、港区と八王子市、稲城市を除くと府中市は例外的である。このことを強調しておきたい。

なお府中市は、道路管理についても包括管理委託の方針を示し、今年度から本格実施を行っている。この問題も参考資料（自治体におけるインフラ維持管理はどうあるべきか～国土交通省の包括的民間委託導入の検討から考える）で触れているので、関心のある方は読んでいただきたいと思います。

(2) 調査結果から

これまで指定管理者制度の導入の是非が論じられてきた保育園などの福祉施設や図書館、博物館施設の課題、指定管理か管理代行かという公営住宅の管理のあり方などの問題もあるが、これら課題はこの間さまざまに論じられてきたので割愛し調査結果から以下の課題に絞って考えたいと思う。

① 指定期間

指定期間は先述のように、期間が長くなる傾向にある。私は従来から、子どもや高齢者、障害者に関わる施設は、できる限り指定期間を長くするべきことを主張してきた。都内市区町村の調査結果は、10 年以上の施設も多くなってきており、この傾向が継続することを期待したい。

総務省が指定管理制度を導入するにあたり、指定期間を制度化したのはやむをえないと思うのだが、制度化にあたって当初は 3 年から 5 年という指定期間を通知したのは政策的に誤りだったと考える。今後も、施設の設置目的や地域性などを考慮しながら、10 年、

もしくは10年以上の指定期間を設けることに躊躇してはならないと思う。とりわけ福祉施設は、安定的な運営が必要であり、ことさらに競争的な状況に置くことは避けなければならない施設である。

② 利用料金制

都内の調査結果は、私には異常な状況だと考えざるをえない。おそらく23区のターミナル駅に近接する施設でも、利用料金だけで運営できる施設は皆無に近いと思われる(駐車場は考えられる)。

したがってほとんどの施設が利用料金と指定管理料の併用となっている。この場合、指定管理料をどうするかは毎年度、行政と指定管理者の協議によって決まることになる。かりに指定管理料を下げることにになれば、指定管理者のモチベーションに影響するだけでなく、当該施設で働く労働者やスタッフの労働報酬にも影響する可能性が高くなる。

行政側が指定管理料の積算をするにあたって、上記の点も念頭に積算の根拠を明確にし、指定管理者と協議することが求められる。今後は、利用料金制の廃止も視野の入れた検討が望まれる。

③ 指定取止め等の結果から

指定取止め等の結果は多くのことを示唆している。特に指摘したいのは次の2点である。

第一は、施設の統廃合が多いことである。典型的なのは港区の「いきいきプラザ」である。「いきいきプラザ」は旧来の福祉会館であり、複合的な目的を持った施設である。現在は区内に16施設があり、条例では次の事業を行うとされている。

- 1 高齢者の生きがいをづくりの支援に関すること。
- 2 介護予防及び健康づくりの支援に関すること。
- 3 区民の相互交流及び自主的活動の支援に関すること。
- 4 高齢者の利用に供するため、敬老室等を無料で公開すること。
- 5 プラザ施設の利用に関すること(前号に掲げる事業を除く。)
- 6 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

このように多くの目的を持った複合的な施設の管理は、多様な人材が必要である。港区のこの16の施設は共同企業体をふくむ4つの事業者が指定管理者に指定されている。そのうちの1つは、社会福祉法人である(その他は共同企業体2, 株式会社1)。一定期間後のそれぞれの評価に注目したい。

第二は、三鷹市地区公会堂のような集会施設を主体とした施設である。集会施設の地元自治会等への業務委託は全国的な傾向でもある。三鷹市のように指定管理を取り止めての移行もまた全国的にみられるものである。このことが何を意味するかが問題である。

集会機能主体の施設は、かりに指定管理にしたとしても、指定管理者の企画力や集客力

などを生かせる施設ではない。まさに三鷹市が回答しているように、指定管理者のメリットを生かし難い施設なのである。地元管理ともいっていいと思われるが、自治会や場所によっては商店会などが玄関の開閉や集会室の管理を行うことは、地元振興にもつながるものである。他の自治体もぜひ参考にさせていただきたいと思う。

(3) 総務省調査のあり方について

① 「その他」が非常に多いこと

ア 現状について

この点については簡単に既述した。もう少し具体的に示すと以下のとおり。

- レクリエーション・スポーツ施設 573
 その他 108
 (温浴施設集会施設 1、公衆浴場 1、健康増進施設 5、トレーニングルーム、会議室等 4、住民貸出農園 12、引き馬施設 1、アイススケートリンク・プール切替施設 1、環境学習施設 1、カヌー艇庫 1、観光交流施設 1、体育館、武道場、プール等 1、プール、トレーニング室等 1、コミュニティセンター(日野)9、集会所(日野)66、複合的なスポーツ施設(東村山)1、観光案内所 1、公衆浴場 1)
- 産業振興施設 53
 その他 31
 建替促進賃貸工場 1、短期賃貸工場 2、工場アパート 1、中小企業者賃貸住宅 1、創業支援施設 2、NPO・ボランティア活動施設 1、展望ロビー1、リサイクル活動施設 4、賃貸オフィス 1、貸会議室 1、農村環境改善センター2、道の駅 1、博物館機能のある観光施設 1、会議室 1、市民活動及び市民協働を推進するための拠点施設 1、起業家育成支援施設 1、販売施設 1、ファーマーズセンター1、ミニスーパー1、森林学習施設 2、地域交流施設 1、特産物加工販売施設 1、精油生成施設 1、蓄養施設 1
- 基盤施設 1,925
 その他 64
 (エコプラザ 1、公営住宅法以外の住宅 13、公的住宅 17、特定優良賃貸住宅 9、公営住宅法以外の区立住宅 12、単独住宅 3、改良等住宅 1、高齢者住宅(単独) 2、買取特公費住宅 1、防災センター3、火葬場 1)
- 文教施設 642
 その他 152
 (その他の社会教育施設 6、集会施設 56、コミュニティセンター等 50、市民活動支援施設等 11、市民集会所・高齢者の娯楽施設 1、協働支援施設 1、コミュニティアリーナ 1、男女平等参画センター等 4、図書館・集会施設・児童館等の複合施設 3、貸し部屋 2、環境教育施設 4、文化・学習活動施設 2、体験学習施設 2、多目的会議

室 1、教育、学習等の拠点 1、国際交流の拠点 1、生涯学習センター1、展示室 1、地域会館 1)

■ 社会福祉施設 965

その他 137

(グループホーム 2、軽費老人ホーム 4、障害者就労支援施設等 2、介護老人保健施設 2、通所介護事業所 6、敬老館・老人いこいの家 10、福祉・保健センター及び児童クラブ、学童館等 1、健康増進センター1、がん在宅緩和ケアセンター1、母子生活支援施設 4、男女平等推進施設 1、通所介護施設 20、介護老人保健施設等 3、就学前乳幼児教育施設 1、地域密着型多機能ホーム 5、認知症高齢者グループホーム 2、母子生活支援施設等 5、在宅サービスセンター8、高齢者多世代交流支援施設 19、サービス付高齢者住宅 1、在宅復帰施設 1、通所介護及び認知症対応型通所介護施設 3、認知症対応型共同生活介護施設 1、認知症対応型通所介護施設 1、授産場 2、介護予防拠点施設 2、児童福祉法第 35 条第 3 項施設 1、デイサービスセンター13、子育て支援施設 3、障害児通所支援施設 1、福祉団体の活動施設 1、老人短期入所施設 2、介護予防推進センター1、地域福祉センター1、青少年の健全育成施設 1、子ども家庭支援センター1、健康増進施設 1、障害者福祉施設 1、高齢者就業促進 1、障害者福祉作業所 1)

イ 統計調査としての精度が問題になる一何点かの提案

このような「その他」に分類される施設が異常に多いという状況は、市区町村の担当者がどこに分類すればいいのか悩んでいる状況を反映していると思われる。それは今日、市民の多様なニーズ状況を反映しているからであり（産業振興施設、文教施設など）、特に高齢者が増大して高齢者の状況も多様化しているからである（社会福祉施設など）。また施設も、多様な目的を持っているからである。

このような状況は、調査結果の精度や信頼性に疑問を投げかけるものとなっている。調査結果は、全国の自治体が共通の課題を共有し、必要な制度見直しを議論するためにも重要なものである。今後、大分類を増やすことや、どの分類に入れるかの解説を明示することなどが必要ではないかと思う。

そこで何点か、具体的に提案したいと思う。

- 社会福祉施設については、①福祉・保健センターのうち、保健センターは独立の分類とし、②「福祉」は、高齢者・障害者サービス、福祉会館等地域交流施設などに細分化し、③できるだけ「その他」を少なくすること。
- 社会福祉施設以外の分野もレクリエーションや文教施設、産業振興施設など「その他」の多い分野は、選択枝を増やすことを検討すること。
- 指定団体の「その他の団体」の多くは、共同企業体などのグループである。1つの選択枝として「共同企業体等」を加えること。
- 分野として「複合施設」を加えるかどうか検討すること（複合施設の課題は次項でも

述べる)

- 自治体の担当者が困らないように、どの分野、どの選択肢に入れるかなどの解説を明示すること。

② 複合施設のあり方

調査結果に直接現れているわけではないが、施設の統廃合などにより、複合施設が多くなっている今日、複合施設をどう調査に反映するか議論も必要になっている。複合施設はある条件を設定して、単独の分野として調査するべきだと私は考える。

また、管理のあり方も課題が多い。港区の「いきいきプラザ」の複合機能は記述したが、この施設は1つの事業者（指定管理者）がすべての機能を運営している。しかし、複合施設もそれぞれの目的ごとに、フロア単位や個別の部屋（室）ごとに指定管理者が配置されているような複合施設もあって、むしろこうした複合施設が多いと思われる。

このような複数の目的を持った複数の指定管理者が配置されている場合、問題となるのは建物の管理である。通常、建物の管理は1つの事業者が行っている。そうすると建物の管理者は他の事業者が運営するフロアや部屋などの入る階も管理することになる。逆にいうと、建物の管理を行わない事業者は指定管理者でありながら、もっぱら事業の運営のみに携わることになる（部屋の管理、すなわちドアの開閉や電気、水道などの管理は自ら行うが）。

要するに責任の所在の問題である。私見では、このような施設の建物の管理は自治体が行い、それぞれの事業の運営は委託で行うのがいいと考えている。同様な複合施設の一部に行政の施設（出張所など）が入っているケースでも、事業の運営は指定管理者が行っているところもある。建物の管理とその建物で行う事業運営を一体で行うのが指定管理者のメリットを生かせることになるという大原則を、今一度考えるきっかけに総務省調査がなればと考えるものである。

▽ ▽ ▽

今年の3月頃には2021年度調査（2021年4月1日現在）の結果が公表される。その際にあらためて本稿で述べてきたことの検証が行われれば幸いである。

<参考資料>

公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果（令和元年5月17日公表）

<個票> <http://www.soumu.go.jp/iken/main.html>

（総務省 地方公共団体の行政改革等 指定管理者の項から検索）

- ・ 都道府県（個票）
- ・ 指定都市（個票）
- ・ 市区町村（個票）